

北上市職員の勤務延長及び再任用規則の一部を改正する規則

北上市職員の勤務延長及び再任用規則（平成3年北上市規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="280 392 837 424">北上市職員の<u>勤務延長及び再任用規則</u></p> <p data-bbox="232 443 331 475">(趣旨)</p> <p data-bbox="183 496 1099 839">第1条 この規則は、北上市職員の定年等条例（平成3年北上市条例第23号。以下「条例」という。）<u>第4条第5項及び第5条第4項の規定に基づき、職員の勤務延長（条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）及び再任用（条例第5条第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。）</u>の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="232 858 394 890">(勤務延長)</p> <p data-bbox="183 911 1099 999">第2条 <u>条例第4条第3項及び第4項に規定する職員の同意は、書面によって得なければならない。</u></p> <p data-bbox="232 1222 360 1254">(再任用)</p> <p data-bbox="183 1275 1099 1362">第3条 <u>再任用は、定年退職（条例第2条の規定により退職することをいう。以下同じ。）をし、又は勤務延長の後に退職</u></p>	<p data-bbox="1227 392 1583 424">北上市職員の<u>定年等規則</u></p> <p data-bbox="1176 443 1274 475">(趣旨)</p> <p data-bbox="1126 496 2042 632">第1条 この規則は、北上市職員の定年等条例（平成3年北上市条例第23号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1176 858 1337 890">(勤務延長)</p> <p data-bbox="1126 911 2042 1206">第2条 <u>任命権者は、勤務延長（条例第4条第1項の規定に基づき勤務させることをいう。以下同じ。）を行う場合又は勤務延長の期限を延長する場合における同条第3項に規定する職員の同意は、書面によって得るものとする。同条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合における職員の同意についても、同様とする。</u></p> <p data-bbox="1176 1222 1695 1254">(定年に達している者の任用の制限)</p> <p data-bbox="1126 1275 2042 1362">第3条 <u>任命権者は、定年に達している者を採用することができない。ただし、かつて職員であった者で、任命権者の要請</u></p>

をした日の翌日以後の期間が1年を超えている者については行うことができない。ただし、任命権者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

第4条 再任用は、再任用を行おうとする者の従前の勤務実績に基づく選考により行うものとする。

(辞令書の交付)

第5条 任命権者は、次の各号の一に該当する場合には、職員に辞令書を交付しなければならない。ただし、第5号又は第9号に該当する場合のうち、辞令書の交付によらないことを適当と認める場合は、辞令書に代わる文書の交付その他適当

に応じ、引き続き国家公務員、他の地方公共団体に属する地方公務員、特別職に属する地方公務員又は市町村職員退職手当支給条例（昭和34年岩手県市町村職員退職手当組合条例第4号。以下「退職手当条例」という。）第10条第4項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となっているもの（これらの職のうち一の職から他の職に1回以上引き続いて異動した者を含む。）を、定年退職日（条例第2条に規定する定年退職日をいう。次項において同じ。）以前に採用する場合は、この限りでない。

2 任命権者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、勤務延長職員（条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員をいう。以下同じ。）を、組織の変更等により、勤務延長に係る職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職に昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでない。

(辞令書の交付)

第4条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令書を交付しなければならない。ただし、第1号又は第6号に該当する場合であって、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付そ

な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) 勤務延長職員が異動し、期限の定めのない職員となった場合

(5) 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合

(6) 再任用を行う場合

(7) 再任用の任期を更新する場合

(8) 再任用職員が異動し、任期の定めのない職員となった場合

(9) 再任用の任期の満了により職員が当然退職する場合

(報告)

第6条 任命権者は、毎年6月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況並びに前年の5月1日以後の1年間における再任用及び再任用の任期の更新の状況を市長に報告しなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、職員の勤務延長及び再任用の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

の他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

(1) 職員が定年退職（条例第2条の規定により退職することをいう。）をする場合

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) 勤務延長職員を他の職に昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなった場合

(6) 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

(報告)

第5条 任命権者は、毎年6月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を市長に報告しなければならない。

(補則)

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(改正条例附則第2条第2項の規則で定める職及び職員)

2 北上市職員の定年等条例の一部を改正する条例（令和4年北上市条例第30号。以下「改正条例」という。）附則第2条第2項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（同項に規定する新条例定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、改正条例による改正前の北上市職員の定年等条例（平成3年北上市条例第23号。以下「旧条例」という。）第3条に規定する定年に準じた年齢）を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

3 改正条例附則第2条第2項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。